



## 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定されました。

愛知県では、自転車に係る交通事故を防止するため、令和3年3月に「自転車の安全で適正な利用に関する条例」が制定されております。

### 条例の基本理念

自転車の安全で適正な利用の促進は、身近な交通手段であり有用な自転車の利用にあたり、車両として道路交通法等の遵守が図られ、歩行者、自転車、自動車等が共に安全に安心して道路を通行できるようにすることが重要であるとの認識の下、社会全体で取り組むこと。

## 条例の主な内容

### 令和3年4月1日施行

#### 家庭や学校、企業等での自転車の安全で適正な利用に関する教育・啓発

#### 交通ルールの遵守・歩行者等への配慮

- 自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努める
- 車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守
- 歩行者や他の車両の通行に配慮し、自転車の安全で適正な利用に努める



#### 自転車の定期的な点検・交通事故防止対策等

- 自転車を定期的に点検し、必要な整備を行うよう努める
- 両側面に反射器材を備える等の交通事故防止対策に努める
- 自転車に鍵をかける等の自転車の盗難防止対策に努める



### 令和3年10月1日施行

#### 大人も子供も乗車用ヘルメットを着用

- 自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努める



#### 自転車損害賠償責任保険等への加入

義務

- 自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない



あなたはもう加入していますか？

#### 自転車損害賠償責任保険等の加入

について

詳しくは裏面をご参照ください

## 2026年4月1日から 自転車「青切符」取締りへ。反則金は5000円から1万2000円程度

早いうちから交通ルールを身に付け守りましょう。

2026年4月1日から、警察庁は16歳以上の自転車利用者にも「青切符」を交付する反則金制度による取締りを行う方針を固めました。これは、自転車の交通違反による事故が増加していることを受けての措置です。「青切符」とは、軽微な交通違反に反則金の納付を求める行政手続きです。現在、自転車の交通違反は、原付や自動車と同様に「赤切符」による取締りが原則ですが、違反の種類によっては、警告や公安委員会規則による罰則にとどまっていた。なお、「赤切符」は14歳以上から対象となります。

### 青切符の違反行為の対象 対象年齢 16歳以上

信号無視 反則金 6000円	一時不停止 反則金 5000円	右側通行 反則金 6000円
携帯電話使用 反則金 1万2000円	イヤホン使用 反則金 5000円	傘差し 反則金 5000円

など113種類

### 青切符交付制度導入後の自転車取り締まりイメージ

手続き	対象となる主な違反内容
交通反則切符 (青切符)	16歳以上 反則金を納付すれば起訴免除 ●信号無視 ●指定場所一時不停止 ●通行区分違反 ●通行禁止違反 ●遮断路切立ち入り
交通切符 (赤切符)	14歳以上 起訴を見据えて捜査 ●携帯電話使用 (危険を生じさせた場合) ●酒酔い運転 ●酒気帯び運転

「青切符」の導入により、自転車の交通違反に対する抑止力が高まることが期待されます。自転車で乗るときは交通ルールを守り、安全運転に努めましょう！

